

## 新旧対照表

## 【税関発給コードの発給に係る事務処理要領について（平成 20 年 10 月 9 日財関第 1140 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
税関発給コードの発給に係る事務処理要領について  財関第 1140 号 平成 20 年 10 月 9 日 改正 財関第 1443 号 平成 21 年 12 月 21 日  標記のことについては、下記のとおり定めたので、平成 20 年 10 月 12 日から、これにより実施されたい。  記	税関発給コードの発給に係る事務処理要領について  財関第 1140 号 平成 20 年 10 月 9 日 改正 財関第 1443 号 平成 21 年 12 月 21 日  標記のことについては、下記のとおり定めたので、平成 20 年 10 月 12 日から、これにより実施されたい。  記
第 1 目的 (省略)	第 1 目的 (同左)
第 2 用語の定義 この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれの定義に従うものとする。 (1)～(7) (省略)	第 2 用語の定義 この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれの定義に従うものとする。 (1)～(7) (同左)
(8) 「税関発給コード申請ページ」とは、申請者又は申請代理人（以下、「申請者等」という。）による税関発給コードの発給申請のために、東京税関調査部において税関発給コードに係る事務を担当する部門（以下、「税関発給コード担当部門」という。）がインターネット税関ホームページ内に設置する申請用のサイトをいう。 (9) 「J A S T P R O コード」とは、一般財団法人日本貿易関係手続簡易化協会が付番する日本輸出入者標準コードをいう。 (10) (省略) (11) 「同意書」とは、税関発給コード申請ページに掲載されている同意すべき事項に同意したことを証する書類をいう。	(8) 「税関発給コード申請ホームページ」とは、申請者又は申請代理人（以下、「申請者等」という。）による税関発給コードの発給申請のために、東京税関調査部において税関発給コードに係る事務を担当する部門（以下、「税関発給コード担当部門」という。）がインターネット上に設置するホームページをいう。 (9) 「J A S T P R O コード」とは、財団法人日本貿易関係手続簡易化協会が付番する日本輸出入者標準コードをいう。 (10) (同左) (11) 「同意書」とは、税関発給コード申請ホームページに掲載されている同意すべき事項に同意したことを証する書類をいう。
第 3 税関発給コードの発給対象 (省略)	第 3 税関発給コードの発給対象 (同左)
第 4 税関発給コードの申請方法 税関発給コードの申請は、申請者等が税関発給コード申請ページに接続し、	第 4 税関発給コードの申請方法 税関発給コードの申請は、申請者等が税関発給コード申請ホームページに接

**新旧対照表**  
**【税関発給コードの発給に係る事務処理要領について（平成 20 年 10 月 9 日財関第 1140 号）】**  
 (注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>書式を入手して必要事項を入力し、税関発給コード担当部門宛電子メール送信することにより行うこととする。ただし、申請代理人が通関業者（あらかじめ自らの税関輸出入者コードを取得している者に限る。以下、第 6 及び第 7 において同じ。）であり、一括申請を行う場合には、必要事項を記録した電磁的記録媒体を税関に提出することにより行うことができる。</p> <p><b>第 5 税関発給コード申請ページによる申請に係る発給</b></p> <p>申請者等が税関発給コード申請ページを利用して申請する場合における税関発給コードの発給手順は次による。</p> <p>1 申請</p> <p>(1) 申請者等は、税関ホームページに接続し、税関発給コード申請ページに掲載されている同意すべき事項に同意した上で、<u>申請書式</u>を入手し、当該書式に申請者に係る次の事項を入力する。</p> <p>① 氏名（法人にあっては、名称）    (注) 本邦に住所又は居所（法人にあっては、本店又は主たる事務所）を有する輸出入者にあっては和文及び英文を、税関事務管理人を定める輸出入者並びに仕向人及び仕出人にあっては英文を入力する。</p> <p>② 住所又は居所（法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地）    (注) 本邦に住所又は居所（法人にあっては、本店又は主たる事務所）を有する輸出入者にあっては和文（漢字及びふりがな）を、税関事務管理人を定める輸出入者並びに仕向人及び仕出人にあっては英文を入力する。</p> <p>③ 電話番号</p> <p>④ 生年月日（法人にあっては、設立年月日）</p> <p>⑤ 対査確認のための資料の種別    (注) 当該事項は、申請者が本邦に住所又は居所（法人にあっては、本店又は主たる事務所）を有する者である場合に限り、税関が上記①及び②の事項が正しく申請されていることを対査確認するための資料。<u>JAST PRO</u>コード、<u>EDINET</u>コード、<u>会社法人等番号</u>、<u>住民票の写し</u>（<u>法人登記がされていない団体</u>にあっては、<u>登記事項証明書に代わる書類</u>）のいずれであるかその種別を選択するものとし、<u>JAST PRO</u>コード<u>EDINET</u>コード又は<u>会社法人等番号</u>を選択した場合には、そのコード等を入力する。</p> <p>⑥ パスワード</p>	<p>続し、必要事項を入力することにより行うこととする。ただし、申請代理人が通関業者（あらかじめ自らの税関輸出入者コードを取得している者に限る。以下、第 6 及び第 7 において同じ。）である場合には、必要事項を記録した電磁的記録媒体を税関に提出することにより行うことができる。</p> <p><b>第 5 税関発給コード申請ホームページによる申請に係る発給</b></p> <p>申請者等が税関発給コード申請ホームページを利用して申請する場合における税関発給コードの発給手順は次による。</p> <p>1 申請</p> <p>(1) 申請者等は、税関発給コード申請ホームページに接続し、税関発給コード申請ホームページに掲載されている同意すべき事項に同意した上で、申請者に係る次の事項を入力する。</p> <p>① 氏名（法人にあっては、名称）    (新規)</p> <p>② 住所又は居所（法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地）    (注) 上記①及び②の事項については、本邦に住所又は居所（法人にあっては、本店又は主たる事務所）を有する輸出入者にあっては和文及び英文を、税関事務管理人を定める輸出入者並びに仕向人及び仕出人にあっては英文を入力する。</p> <p>③ 電話番号</p> <p>④ 生年月日（法人にあっては、設立年月日）</p> <p>⑤ 対査確認のための資料の種別    (注) 当該事項は、申請者が本邦に住所又は居所（法人にあっては、本店又は主たる事務所）を有する者である場合に限り、税関が上記①及び②の事項が正しく申請されていることを対査確認するための資料として、申請者等の提出する資料が<u>JAST PRO</u>コード、<u>EDINET</u>コード、<u>住民票の写し</u>（<u>法人にあっては、登記事項証明書</u>）、<u>その他住民票の写し等に代わる書類</u>のいずれであるかその種別を選択するものとし、<u>JAST PRO</u>コード又は<u>EDINET</u>コードを選択した場合には、そのコードを入力する。</p> <p>⑥ パスワード</p>

**新旧対照表**  
**【税関発給コードの発給に係る事務処理要領について（平成 20 年 10 月 9 日財関第 1140 号）】**  
 (注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(注) 申請者等が、半角英数字で 6 文字以上 32 文字以内にて任意に定めるもの。</p> <p>(2) 申請者が法人の場合にあっては、上記①から⑥までに加えて、次の事項を入力する。</p> <p>⑦ 担当者の氏名</p> <p>⑧ 担当者の連絡先電話番号</p> <p>(3) 申請代理人による申請の場合は、上記に加えて、申請代理人に係る次の事項を入力する。</p> <p>⑨ 種別（通関業者、税関事務管理人、個人等の別）</p> <p>⑩ 氏名（申請代理人が法人の場合にあっては、担当者名）</p> <p>⑪ 名称</p> <p>(注) 申請代理人が個人の場合は、当該事項については「個人」と入力する。</p> <p>⑫ 住所又は居所（申請代理人が法人の場合にあっては、本店又は主たる事務所の所在地）</p> <p>⑬ 電話番号</p>	<p>(注) 申請者等が、<u>税関発給コード申請ホームページ</u>において、半角英数字で 6 文字以上 32 文字以内にて任意に定めるもの。</p> <p>(2) 申請者が法人の場合にあっては、上記①から⑥までに加えて、次の事項を入力する。</p> <p>⑦ 担当者の氏名</p> <p>⑧ 担当者の連絡先電話番号</p> <p>(3) 申請代理人による申請の場合は、上記に加えて、申請代理人に係る次の事項を入力する。</p> <p>⑨ 種別（通関業者、税関事務管理人、個人等の別）</p> <p>⑩ 氏名（申請代理人が法人の場合にあっては、担当者名）</p> <p>⑪ 名称</p> <p>(注) 申請代理人が個人の場合は、当該事項については「個人」と入力する。</p> <p>⑫ 住所又は居所（申請代理人が法人の場合にあっては、本店又は主たる事務所の所在地）</p> <p>⑬ 電話番号</p>
<p>2 発給申請を受け付けない場合</p> <p>税関は、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、上記 1 の申請を受け付けない。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 申請者等が、申請に際して、税関発給コード申請ページに掲載されている同意すべき事項に同意しない場合</p> <p>(削除)</p>	<p>2 発給申請を受け付けない場合</p> <p>税関は、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、上記 1 の申請を受け付けない。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 申請者等が、申請に際して、税関発給コード申請ホームページに掲載されている同意すべき事項に同意しない場合</p>
<p>3 申請内容の対査確認</p> <p>税関は、申請者が本邦に住所又は居所（法人にあっては、本店又は主たる事務所）を有する者である場合にあっては、申請者等により申請された内容のうち、申請者の氏名及び住所又は居所（法人にあっては、名称及び本店又は主たる事務所の所在地）が正しく申請されていることについて、申請者等が税関の対査確認のための資料として上記 1(1)⑤において選択した資料の種別に従い、それぞれ次に掲げる方法により確認する。</p> <p>なお、税関において発給申請日より 3 か月以内に当該対査確認ができない</p>	<p>3 発給申請 ID の発行</p> <p>税関は、<u>上記 1 の申請に係る入力が正しく行われ、かつ、上記 2(1)から(3)までのいずれにも該当しないと認めるときは、税関発給コード申請ホームページ</u>において、申請者等に対して発給申請 ID を発行する。</p> <p>4 申請内容の対査確認</p> <p>税関は、申請者が本邦に住所又は居所（法人にあっては、本店又は主たる事務所）を有する者である場合にあっては、申請者等により申請された内容のうち、申請者の氏名及び住所又は居所（法人にあっては、名称及び本店又は主たる事務所の所在地）が正しく申請されていることについて、申請者等が税関の対査確認のための資料として上記 1(1)⑤において選択した資料の種別に従い、それぞれ次に掲げる方法により確認する。</p> <p>なお、税関において発給申請 ID の発行の日より 3 か月以内に当該対査確</p>

**新旧対照表**  
**【税関発給コードの発給に係る事務処理要領について（平成 20 年 10 月 9 日財関第 1140 号）】**  
 (注) 下線を付した箇所が改正部分である。

<b>改正後</b>	<b>改正前</b>
<p>場合には、申請者等は、税関発給コード担当部門に連絡して当初の申請を取り下げた上で、あらためて上記 1 の申請を行う必要がある。</p> <p>(1) 申請者等が <u>J A S T P R O コード</u>、<u>E D I N E T コード</u> 又は <u>会社法人等番号</u> を選択した場合      税関発給コード担当部門において、申請された内容と <u>J A S T P R O コード</u>、<u>E D I N E T コード</u> 又は <u>会社法人等番号</u> に係る情報とを対査確認する。</p> <p>(2) 申請者等が申請者の住民票の写し（<u>法人登記がされていない団体</u> にあっては、<u>登記事項証明書</u> に代わる書類）を選択した場合      申請者等は、発給申請日から 3 か月以内に、申請者の住民票の写し（<u>法人登記がされていない団体</u> にあっては、<u>登記事項証明書</u> に代わる書類）を次のイ又はロに定めるいずれかの方法により提出する。<u>なお、屋号等の個人事業者名</u> で申請した場合は、住民票の写しに併せて所得税の青色申告承認申請書、個人事業の開業届又はその他官公庁が発行した公的書類の写しを提出する。      これらの書類の提出を受けた税関においては、申請された内容と当該提出された書類の記載内容とを対査確認する。</p> <p>イ 税関発給コード担当部門宛に郵送する。    ロ <u>最寄り</u> の税関官署の通関総括担当部門に持参する。</p>	<p>認ができない場合には、申請者等は、税関発給コード担当部門に連絡して当初の申請を取り下げた<u>うえ</u>で、あらためて上記 1 の申請に係る入力を行う必要がある。</p> <p>(1) 申請者等が <u>J A S T P R O コード</u> 又は <u>E D I N E T コード</u> を選択した場合      税関発給コード担当部門において、申請された内容と <u>J A S T P R O コード</u> を付番された者又は <u>E D I N E T コード</u> を付与された者に係る公開情報を対査確認する。</p> <p>(2) 申請者等が申請者の住民票の写し（法人にあっては、<u>登記事項証明書</u>）又はその他住民票の写し等に代わる書類を選択した場合      申請者等は、発給申請 <u>I D の発行を受けた日</u> から 3 か月以内に、申請者の住民票の写し（法人にあっては、<u>登記事項証明書</u>）その他これらに類する書類で申請者の氏名及び住所又は居所（法人にあっては、<u>名称及び本店</u> 又は <u>主たる事務所の所在地</u>）が確認できるものを次のイ又はロに定めるいずれかの方法により提出する。</p> <p>これらの書類の提出を受けた税関においては、申請された内容と当該提出された書類の記載内容とを対査確認し、申請された内容が正しいことを確認したときは、税関端末によりその旨を税関発給コード申請ホームページに入力する。</p> <p>イ 税関発給コード担当部門宛に郵送する。    ロ <u>申請者等の住所</u> 又は <u>居所</u>（法人にあっては、<u>本店</u> 又は <u>主たる事務所の所在地</u>）を管轄する税関官署の通関総括担当部門に持参する。    (注) 各税関官署の管轄区域は、財務省組織令（平成 12 年政令第 250 号）第 84 条並びに財務省組織規則（平成 13 年財務省令第 1 号）別表第 3 及び同規則別表第 6 に定められている。</p>
<p><u>4 申請代理人への委任の確認</u>      申請代理人（申請代理人が税関事務管理人である場合を除く。）は、上記 1 により税関輸出入者コードの発給申請を行う場合には、申請者から申請手続を委任されていることを証する書類を、申請代理人が税関の対査確認のための資料として上記 1(1)⑤において選択した資料の種別に従い、それぞれ次に掲げる方法により提出する。当該書類の提出を受けた税関においては、申請手続が委任されていることを確認する。</p>	<p>5 申請代理人への委任の確認      申請代理人（申請代理人が税関事務管理人である場合を除く。）は、上記 1 により税関輸出入者コードの発給申請を行う場合には、申請者から申請手続を委任されていることを証する書類を、申請代理人が税関の対査確認のための資料として上記 1(1)⑤において選択した資料の種別に従い、それぞれ次に掲げる方法により提出する。当該書類の提出を受けた税関においては、申請手続が委任されていることを確認したときは、税関端末によりその旨を税関発給コード申請ホームページに入力する。</p>

**新旧対照表**  
**【税関発給コードの発給に係る事務処理要領について（平成 20 年 10 月 9 日財閥第 1140 号）】**  
 (注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>申請代理人が税関事務管理人である場合には、税関発給コード担当部門において、関税法第 95 条第 2 項前段に規定する税関事務管理人の届出により申請手続が委任されていることを確認する。</p> <p>なお、税関において発給申請日より 3 か月以内に申請手続が委任されていることの確認ができない場合には、申請者等は、税関発給コード担当部門に連絡して当時の申請を取り下げた上で、あらためて上記 1 の申請を行う必要がある。</p> <p>(1) 申請代理人が上記 1 (1)⑤において J A S T P R O コード<u>EDINET</u>コード又は会社法人等番号を選択した場合</p> <p>上記 1 の申請に併せて、税関発給コード担当部門宛に申請手続が委任されていることを証する書類を提出する。</p> <p>(2) 申請代理人が上記 1 (1)⑤において申請者の住民票の写し（法人登記がされていない団体にあっては、登記事項証明書に代わる書類）を選択した場合</p> <p>上記 3 (2)による書類の提出に併せて、申請手続が委任されていることを証する書類を提出する。</p>	<p>申請代理人が税関事務管理人である場合には、税関発給コード担当部門において、関税法第 95 条第 2 項前段に規定する税関事務管理人の届出により申請手続が委任されていることを確認する。</p> <p>なお、税関において発給申請<u>ID</u>の発行の日より 3 か月以内に申請手続が委任されていることの確認ができない場合には、申請者等は、税関発給コード担当部門に連絡して当時の申請を取り下げた上で、あらためて上記 1 の申請に係る入力を行う必要がある。</p> <p>(1) 申請代理人が上記 1 (1)⑤において J A S T P R O コード又は EDINET コードを選択した場合</p> <p>上記 1 の申請後直ちに、税関発給コード担当部門宛に申請手続が委任されていることを証する書類を郵送する。</p> <p>(2) 申請代理人が上記 1 (1)⑤において申請者の住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書）又はその他住民票の写し等に代わる書類を選択した場合</p> <p>上記 4 (2)による書類の提出に併せて、申請手続が委任されていることを証する書類を提出する。</p>
<p><u>5 税関発給コードを発給しない場合</u></p> <p>税関は、次に掲げる場合には、税関発給コードを発給しない。</p> <p>(1) 申請者による税関輸出入者コードに係る申請であって、申請された内容が上記 3 により正しいことが確認されない場合</p> <p>(2) 申請代理人による税関輸出入者コードに係る申請であって、申請された内容が上記 3 により正しいことが確認されない、又は、申請者から申請代理人に対して申請手続が委任されていることが上記 4 により確認されない場合（ただし、申請代理人が税関事務管理人である場合にあっては、申請者から申請代理人に対して申請手続が委任されていることが上記 4 により確認されない場合）</p> <p>(3) 上記 2 (1)から(3)までのいずれかに該当する場合</p>	<p><u>6 税関発給コードを発給しない場合</u></p> <p>税関は、次に掲げる場合には、税関発給コードを発給しない。</p> <p>(1) 申請者による税関輸出入者コードに係る申請であって、申請された内容が上記 4 により正しいことが確認されない場合</p> <p>(2) 申請代理人による税関輸出入者コードに係る申請であって、申請された内容が上記 4 により正しいことが確認されない、又は、申請者から申請代理人に対して申請手続が委任されていることが上記 5 により確認されない場合（ただし、申請代理人が税関事務管理人である場合にあっては、申請者から申請代理人に対して申請手続が委任されていることが上記 5 により確認されない場合）</p> <p>(3) 上記 2 (1)から(3)までのいずれかに該当する場合</p>
<p><u>6 税関発給コードの発給</u></p> <p>税関は、上記 5 (1)から(3)までのいずれにも該当しない場合には、税関発給コードを発給するとともに ID 番号を発行する。</p>	<p><u>7 税関発給コードの発給</u></p> <p>税関は、上記 6 (1)から(3)までのいずれにも該当しない場合には、税関発給コードを発給する。</p> <p>（新規）</p>
<p><u>7 税関発給コード及び ID 番号の申請者等への通知</u></p> <p>税関発給コード担当部門は、税関発給コードを発給後すみやかに、ID 番号とともに申請された電子メールアドレス宛に通知する。</p> <p>（削除）</p>	<p><u>8 税関発給コードの発給状況の確認</u></p>

**新旧対照表**  
**【税関発給コードの発給に係る事務処理要領について（平成 20 年 10 月 9 日財閥第 1140 号）】**  
 (注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第 6 申請代理人による一括申請に係る発給</p> <p>申請代理人が<u>通関業者</u>であり、申請者の税関発給コードに係る一括申請を行う場合における税関発給コードの発給手順は次による。</p> <p>1 申請</p> <p>(1) 申請代理人は、税関発給コード申請ページから入手した書式に申請者等に係る次の事項を記録した電磁的記録媒体及び同意書を<u>最寄り</u>の税関官署の通関総括担当部門へ提出する。</p> <p>なお、電磁的記録媒体の提出に当たっては、記録した当該事項に係る電子情報を申請代理人において暗号化しておかなければならない（第 7 の 1 (2)の申請内容の変更の申請及び第 7 の 2 (2)の税関発給コードの削除の申請に係る電磁的記録媒体の提出においても同様とする。）。</p> <p>①～⑥ (省略)</p> <p>(2)～(4) (省略)</p> <p>2～4 (省略)</p> <p>5 税関発給コードの発給等</p> <p>(1) 税関は、上記 4 (1)から(4)までのいずれにも該当しない場合には、税関発給コードを発給するとともに、ID 番号を発行する。</p> <p>(2) 税関は、上記(1)により発給する税関発給コード及び発行する ID 番号について、申請代理人が用意する電磁的記録媒体に暗号化した電子情報を記録して手交することにより、申請代理人に通知する。</p> <p>なお、当該通知をする際には、当該通知が上記 1 の申請をした申請代理人に対してなされることを当該電磁的記録媒体を手交する者の通関士証票、従業者証票等により確認する。</p> <p>6 (省略)</p> <p>(削除)</p>	<p>申請者等は、税関発給コード申請ホームページにおいて発給申請 ID 及びパスワードを入力することにより、税関発給コードの発給状況を確認することができる。</p> <p>第 6 電磁的記録媒体による申請に係る発給</p> <p>申請代理人が<u>電磁的記録媒体</u>を税関に提出して申請する場合における税関発給コードの発給手順は次による。</p> <p>1 申請</p> <p>(1) 申請代理人は、税関発給コード申請ホームページから入手した書式に申請者等に係る次の事項を記録した電磁的記録媒体及び同意書を<u>申請代理人の住所又は居所</u>（法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地）を管轄する税関官署の通関総括担当部門へ提出する。</p> <p>なお、電磁的記録媒体の提出に当たっては、記録した当該事項に係る電子情報を申請代理人において暗号化しておかなければならない（第 7 の 1 (2)の申請内容の変更の申請及び第 7 の 2 (2)の税関発給コードの廃止の申請に係る電磁的記録媒体の提出においても同様とする。）。</p> <p>①～⑥ (同左)</p> <p>(2)～(4) (同左)</p> <p>2～4 (同左)</p> <p>5 税関発給コードの発給等</p> <p>(1) 税関は、上記 4 (1)から(4)までのいずれにも該当しない場合には、税関発給コードを発給するとともに、<u>発給申請 ID</u>を発行する。</p> <p>(2) 税関は、上記(1)により発給する税関発給コード及び発行する<u>発給申請 ID</u>について、申請代理人が用意する電磁的記録媒体に暗号化した電子情報を記録して手交することにより、申請代理人に通知する。</p> <p>なお、当該通知をする際には、当該通知が上記 1 の申請をした申請代理人に対してなされることを当該電磁的記録媒体を手交する者の通関士証票、従業者証票等により確認する。</p> <p>6 (同左)</p> <p>7 税関発給コードの発給状況の確認</p> <p>申請者等は、税関発給コード申請ホームページにおいて発給申請 ID 及びパスワードを入力することにより、税関発給コードの発給状況を確認することができる。</p>

**新旧対照表**  
**【税関発給コードの発給に係る事務処理要領について（平成 20 年 10 月 9 日財関第 1140 号）】**  
 (注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><b>第 7 申請内容の変更及び税関発給コードの削除</b></p> <p><b>1 申請内容の変更</b></p> <p>(1) 申請者等は、申請内容に変更が生じた場合には、税関発給コード申請ページから入手した書式に変更のあった内容を入力して税関発給コード担当部門宛電子メール送信することにより、速やかに変更のあった内容を申請する。</p> <p>なお、変更があった事項が次のイ又はロに掲げるものである場合には、申請者等は、<u>会社法人等番号</u>、<u>住民票の写し</u>（<u>法人登記がされていない団体にあっては、登記事項証明書に代わる書類</u>）その他これらに類する書類で変更のあった内容が確認できるものを上記第 5 の<u>3(2)</u>イ又はロに掲げる方法により申請後速やかに提出する。これらの書類の提出を受けた税関においては、申請された内容と当該提出された書類の記載内容とを対査確認する。</p> <p>イ 本邦に住所又は居所を有する申請者の氏名又は住所若しくは居所    ロ 本邦に本店又は主たる事務所を有する申請者の名称又は本店若しくは主たる事務所の所在地</p> <p>(2) 申請代理人が通関業者であり、一括申請内容に変更が生じた場合には、税関発給コード申請ページから入手した書式に変更のあった内容を記録した電磁的記録媒体を最寄りの税関官署の通関総括担当部門へ提出することにより、申請内容の変更の申請をすることができる。この場合、税関は、税関輸出入者コードに係る申請にあっては、次に掲げるすべての事項、仕向人・仕出人コードに係る申請にあっては、イの事項を確認する。</p> <p>なお、当該申請が通関業者によりなされたことの確認は、当該電磁的記録媒体を税関に持参した者の通関士証票、従業者証票等により行う。</p> <p>イ 申請内容の変更の申請があらかじめ自らの税関輸出入者コードを取得している申請代理人によりなされたこと    ロ 上記第 6 の 1(2)⑧の事項の申請がなされていること    ハ 変更があった事項が上記(1)イ又はロに掲げるものである場合には、上記第 6 の 1(2)⑦の事項の申請がなされていること</p> <p><b>2 税関発給コードの削除</b></p> <p>(1) 申請者等は、税関発給コードを使用しなくなった場合には、税関発給コード申請ページから入手した書式に必要事項を入力して税関発給コード担</p>	<p><b>第 7 申請内容の変更及び税関発給コードの廃止</b></p> <p><b>1 申請内容の変更</b></p> <p>(1) 申請者等は、申請内容に変更が生じた場合には、税関発給コード申請ホームページにおいて発給申請 ID 及びパスワードを入力することにより、速やかに変更のあった内容を申請する。</p> <p>なお、変更があった事項が次のイ又はロに掲げるものである場合には、申請者等は、<u>申請者の住民票の写し</u>（<u>法人にあっては、登記事項証明書</u>）その他これらに類する書類で変更のあった内容が確認できるものを上記第 5 の<u>4(2)</u>イ又はロに掲げる方法により申請後速やかに提出する。これらの書類の提出を受けた税関においては、申請された内容と当該提出された書類の記載内容とを対査確認する。</p> <p>イ 本邦に住所又は居所を有する申請者の氏名又は住所若しくは居所    ロ 本邦に本店又は主たる事務所を有する申請者の名称又は本店若しくは主たる事務所の所在地</p> <p>(2) 申請代理人が通関業者である場合には、税関発給コード申請ホームページから入手した書式に変更のあった内容を記録した電磁的記録媒体を<u>申請代理人の住所又は居所</u>（<u>法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地</u>）を管轄する税関官署の通関総括担当部門へ提出することにより、申請内容の変更の申請をすることができる。この場合、税関は、税関輸出入者コードに係る申請にあっては、次に掲げるすべての事項、仕向人・仕出人コードに係る申請にあっては、イの事項を確認する。</p> <p>なお、当該申請が通関業者によりなされたことの確認は、当該電磁的記録媒体を税関に持参した者の通関士証票、従業者証票等により行う。</p> <p>イ 申請内容の変更の申請があらかじめ自らの税関輸出入者コードを取得している申請代理人によりなされたこと    ロ 上記第 6 の 1(2)⑧の事項の申請がなされていること    ハ 変更があった事項が上記(1)イ又はロに掲げるものである場合には、上記第 6 の 1(2)⑦の事項の申請がなされていること</p> <p><b>2 税関発給コードの廃止</b></p> <p>(1) 申請者等は、税関発給コードを使用しなくなった場合には、税関発給コード申請ホームページにおいて発給申請 ID 及びパスワードを入力するこ</p>

**新旧対照表**  
**【税関発給コードの発給に係る事務処理要領について（平成 20 年 10 月 9 日財閥第 1140 号）】**  
 (注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>当部門宛電子メール送信することにより、税関発給コードの削除を申請する。</p> <p>(2) 申請代理人が通関業者であり、一括申請で取得した税関発給コードを使用しなくなった場合には、税関発給コード申請ページから入手した書式に税関発給コードの削除を申請する旨を記録した電磁的記録媒体を最寄りの税関官署の通関総括担当部門へ提出することにより、税関発給コードの削除の申請をすることができる。この場合、税関は、上記 1(2)と同様の確認を行う（上記 1(2)ハの事項の確認を除く。）。</p> <p>(3) 税関は、次に掲げる場合には、既に発給されている税関発給コードを削除する。</p> <p>イ 申請者等が上記(1)又は(2)により税関発給コードの削除を申請した場合 ロ～ホ（省略）</p>	<p>とにより、税関発給コードの廃止を申請する。</p> <p>(2) 申請代理人が通関業者である場合には、税関発給コード申請ホームページから入手した書式に税関発給コードの廃止を申請する旨を記録した電磁的記録媒体を申請代理人の住所又は居所（法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地）を管轄する税関官署の通関総括担当部門へ提出することにより、税関発給コードの廃止の申請をすることができる。この場合、税関は、上記 1(2)と同様の確認を行う（上記 1(2)ハの事項の確認を除く。）。</p> <p>(3) 税関は、次に掲げる場合には、既に発給されている税関発給コードを廃止する。</p> <p>イ 申請者等が上記(1)又は(2)により税関発給コードの廃止を申請した場合 ロ～ホ（同左）</p>